

2 訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,172 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		39 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,342 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	ロ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ロ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,715 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	ロ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		267	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		267 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		271	1回につき
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		271 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス 費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		286	1回につき
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		286 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 （独自）（短時間サービ ス）	事業対象者・要支援1・2（20分未満）		166	1月につき
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		166 単位	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	子 初回加算			200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算			(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 137 /1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ス 介護職員処遇改善加算			(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 100 /1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ス 介護職員処遇改善加算			(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 55 /100加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ス 介護職員処遇改善加算			(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3) で算定した単位数の 90%	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	ス 介護職員処遇改善加算			(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3) で算定した単位数の 80%	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 63/1000	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ル 介護職員等特定処遇改善加算			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 42/1000	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。